

第 1 7 1 回通常国会成立法案

会期：平成 2 1 年 1 月 5 日～ 7 月 2 1 日

政府提出（継続）

地域力再生機構法の一部改正（企業再生支援機構法）

大企業の再生を手掛けた「産業再生機構」の地方版として、「企業再生支援機構」が創設されます。同機構は、主に優れた技術や人材を抱えながらも多額の債務を抱えて経営が悪化していたり、経営手法に問題を抱える地方の中堅・中小企業などの再生を支援するもので、金融機関から支援対象企業の債権を買い取ったり、出資したりするほか、再生のノウハウが豊富な経営者を送り込むなどして、企業再生につなげます。約 5 年間で機構は解散される予定です。第三セクターの支援に主眼を置いた当初の「地域力再生機構」は修正され、支援対象を民間企業に特化するとともに、名称も変更されました。

消費者庁設置関連法

製品の欠陥による事故、食品の偽装表示、悪質商法によるトラブルなど消費者が被害を受ける事案が相次いだことを受け、各省庁にまたがる消費者行政を一元化する「消費者庁」が創設されます。消費者庁は、内閣府の外局として設置され、政府の消費者行政の司令塔役を担う組織となります。職員の定員は約 2 0 0 人規模で、悪徳商法や食品被害など、各省庁などからの事故情報を集約、分析して被害拡大を防ぐ対策を講じます。また、問題を起こした業者への立ち入り調査や行政処分、勧告などの権限を持つほか、監督官庁の業者に対する処分が不十分だった場合には省庁に改善勧告も行えます。さらに、所管が不明確な「すき間事案」は消費者庁自らが処分を行います。

同時に、内閣府内に消費者行政の監視役である「消費者委員会」も設置されます。民間の有識者 1 0 人以内で組織され、内閣総理大臣を通じて各省庁に改善勧告する権限を持ちます。

このほか、消費者からの苦情・相談を受け付ける「消費生活センター」について、都道府県には設置を義務づけ、市町村は必要に応じて設置に努めるとした上で、消費生活相談員の人材確保や資質向上を求めています。

政府提出（新規）

構造改革特区法の一部改正

図書館など社会教育施設と自治体が管理する施設が一体で整備できるよう、地域限定で規制を緩和する内容です。

公文書管理法

各省庁ごとに違っていた公文書の管理方法を統一し、公文書の作成・保存に共通ルールを定めることが主な内容です。外部有識者による「公文書管理委員会」を内閣府に設置することや、文書の保存期間やその後の取り扱いを「行政文書ファイル管理簿」に記載し、首相に年1回報告するよう義務づけました。また、歴史資料として重要な公文書は原則として国立公文書館に移管することとし、国立公文書館に移管された公文書の目録づくりも求めています。さらに、一定保存期間が経過した文書廃棄には首相の同意を必要としたほか、政策決定過程を検証できるような文書の作成づくりも盛り込まれました。

道路交通法の一部改正

高齢運転者の支援策として、75歳以上の高齢ドライバーに罰則付きで義務づけた「もみじマーク」表示を、70～74歳と同様に罰則のない努力義務に戻すことを柱としています。また、官公庁や病院、福祉施設などの周辺道路に、70歳以上の高齢者のほか障害者や妊婦専用の駐車区間を設置するよう求めた上で、都道府県公安委員会に事前申請して交付を受けた標章を掲示すれば駐車を認めるよう規定しました。このほか、高速道路や自動車専用道での「あおり行為」について、現行の「5万円以下の罰金」から「3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金」に引き上げる規定も盛り込まれました。

電波法及び放送法の一部改正

2011年の地上デジタル放送への移行を進め、空き周波数帯を使った携帯端末向け多チャンネル放送の開始をめざすことが狙いです。民放などが国に納めている電波利用料を原資に、経済的理由で地デジ対応テレビの購入が難しい世帯を支援するため、手持ちのアナログテレビでも同放送が受信できる専用チューナーを配布します。

消防法の一部改正

医療機関による救急搬送患者の受け入れ拒否問題の改善に向け、患者の容体に応じた搬送先医療機関リストを盛り込んだ「搬送・受け入れの実施基準」の策定と公表が、都道府県に義務づけられます。また、医療機関に対しては、受け入れの際、その基準を尊重するよう求めました。さらに、都道府県ごとに医師や消防関係者などで構成する協議会を設置することも規定され、実施基準について意見を述べるほか、救急搬送の改善に向けた調査・分析などが行われま

住民基本台帳法の一部改正

外国人登録制度を廃止し、在留外国人を住民基本台帳制度の登録対象とする法改正です。登録対象は、在留期間が3ヶ月を超える中長期の在留者と在日韓国・朝鮮人ら特別永住者などで、日本人と同様に自治体の窓口で住民票が発行されるようになります。外国人の住民票には、氏名、住所、性別、生年月日の4情報のほか、「国籍」、在留カードに記された「在留資格」「在留期間」が記載されます。また、別の市区町村に住所を移した場合には、転出と転入の届け出が義務づけられるとともに、その際、引き続き現在の「住基カード」が使える内容も盛り込まれました。ただし、虚偽の届け出には5万円以下の罰金が科されます。

出入国管理及び難民認定法の一部改正

国による新たな在留管理制度として、中長期滞在する外国人の利便性を向上する一方、不法滞在者対策を強化することが目的です。従来外国人登録証を廃止し、正規滞在者だけに新たに「在留カード」を交付することで、国が在留情報を一元管理します。在留カードについては、新規入国者は上陸時に、在留者は各地の入国管理局でそれぞれ作成し、写真のほか届け出事項の氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、在留資格・期間などが記載されます。常時携帯が求められるほか、記載事項変更時は入国管理局への届け出義務もありますが、いずれも違反すると罰則が科せられます。また、届け出事項については入管の事実調査も可能となりました。カードには登録情報を収めたＩＣチップが入り、偽変造などには、懲役や罰金などの罰則が科せられます。一方、在日韓国・朝鮮人ら特別永住者には同様の「特別永住者証明書」を交付しますが、常時携帯義務はありません。低賃金労働などの事例が問題になっていた外国人研修制度では、新たな在留資格「技能実習」（最長３年）を創設し、研修・技能実習生に１年目の技能習得段階でも企業と雇用契約を結ばせることで、労働基準法や最低賃金法など労働関係法令を適用し、保護します。このほか、適法な滞在者の在留期間の上限を３年から５年に延長したり、１年以内の再入国は原則として許可を不要とするなどして利便性も高めました。

対外国民事裁判権法

日本の裁判所で個人や法人が外国政府に対し民事訴訟を起こすことができる範囲を明確化するのが目的です。外国政府を相手取り民事訴訟を提起できるケースとしては、商取引のほか労働契約や知的財産権の侵害、不法行為による死傷や物品の損失などで、日本の裁判権を広く認めました。

財政投融资特別会計繰入特例法

２００８年度第２次補正予算の財源確保のため、財政投融资特別会計の資金を一般会計に繰り入れ、同特会の積立金や剰余金から４兆１５８０億円を捻出します。

所得税法等の一部改正

住宅ローン減税の延長・拡充や上場株式の配当・譲渡益の軽減税率延長など、昨年12月の「生活防衛のための緊急対策」で打ち出した減税措置を行うための法改正です。このほか、法人、中小企業、相続、国際課税、自動車課税など改正項目は多岐にわたります。また、附則に税制の抜本改革の道筋と基本的方向性についての規定を設け、2008年度を含む3年間に集中的に景気対策をし、経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずることや、施行期日などについては内外の経済状況を徹底的に十分見極めたうえで定めることを明記しました。

税制改正法

2010年末までの時限的措置として、両親や祖父母から住宅購入資金などを生前贈与された場合の非課税枠を500万円に拡大します。

関税定率法の一部改正

2009年3月末で期限が切れる牛肉やナフサなど輸入品にかかる415項目の暫定関税率を延長します。

国際通貨基金加盟措置法の一部改正

国際通貨基金（IMF）への約3300億円の追加出資を実現するための法改正です。IMFは昨年4月、加盟国の出資比率を一部見直した上で、出資総額を現行の32兆円から35兆円に増額することを決定していました。日本の出資額は2.3兆円となり、投票権シェアは6.00%から6.23%に上昇することになります。

金融商品取引法の一部改正

世界的な金融危機の再発防止策の一環として、格付け会社を登録制とし、金融庁の検査・監督の対象とする内容です。格付け会社に対し、審査方法に関する情報開示や、証券化商品を発行する金融機関との癒着防止のための体制整備を義務づけ、必要ならば、金融庁が業務改善命令を発動、是正することも可能になります。このほか、各業界団体に対し、金融機関と利用者間のトラブルを迅速に解決する金融分野の裁判外紛争解決（ADR）機関の設置を原則義務づけたり、金融商品取引所と商品取引所の相互参入を認めることなども盛り込まれてました。

資金決済法

IT技術の発達に伴って、国内外でお金をやり取りする方法が多様化していることを受けて、銀行以外の一般事業者にも登録制で送金業務を解禁する内容です。異業種の参入による競争を促すことで、送金手数料の引き下げなどサービスの向上が期待されます。新規参入業者の倒産や、資金の持ち逃げなどの被害を抑えるため、送金額の上限を1件あたり50万～100万円とするとともに、送金してから相手先の金融機関などへの入金を確認されるまでの間は、事業者を送金額と同額の資産の保全を義務づけるなど、利用者保護を徹底するための仕組みも設けました。一方、インターネット上でお金のやり取りをする「サーバー型電子マネー」を規制対象にしました。

租税特別措置法の一部改正

景気刺激策として、個人の住宅取得を促すための贈与税の負担軽減を行い、住宅市場の活性化を図ります。住宅購入・増改築資金に用途を限定し贈与を受けた金銭に対し、非課税枠を現行の110万円から610万円に拡充します。時限的措置として、2009年1月まで遡り10年末まで適用します。また、不況で地方の飲食店が打撃を受けていることから、中小企業（資本金1億円以下）の交際費課税について、定額控除限度額を現行の年400万円から600万円に引き上げ、飲食店の利用を促すとともに、企業の研究開発投資に対する税負担を軽減し、新ビジネスの拡大を図ります。

原子力損害賠償法の一部改正

原発や使用済み核燃料再処理工場などの事故で住民らへの損害賠償が必要となった場合に備え、電力会社などに義務づける準備資金を、現行の600億円から1200億円に引き上げる内容です。原子力事業者は万が一の賠償に備え、あらかじめ損害賠償措置を講じる義務があり、通常の原子力事故に関しては民間保険に加入、地震や噴火などによる原子力事故は政府と補償契約を結んでおかなければならないことになっています。また、政府による補償契約の締結・援助にかかる期限を2009年末から10年間延長することも盛り込まれています。

著作権法の一部改正

著作権者の許諾を得ずに、違法にインターネットで配信された携帯電話の「着うた」や動画を、私的使用目的でも個人などが入手するのを禁止することが柱となっています。現在、着うたなどの無許諾配信は業者や個人がネットに流す行為だけが禁止されていましたが、正規の配信ビジネスを保護し、違法コンテンツの流通を抑えるため、入手側も規制対象に加えました。ただし、入手側に対する罰則はありません。また、違法な海賊版DVDなどについて、販売行為だけでなく、ネットオークションへの出品や広告も禁止しました。

一方、著作物のネット流通を促す規制緩和策として、放送局がネット配信などで二次利用しやすくする措置も盛り込まれました。テレビ局が過去のテレビ番組について、所在不明の著作権者に代わって文化庁長官が使用を許可している裁定制度の範囲を拡大するとともに、原則的に著作権者の許諾が必要な文章や画像などの複製については、サイトの検索サービスの場合なら不要にしました。さらに、障害者と健常者の情報格差の解消に向け、特定非営利活動法人（NPO法人）などが、映画などに無許諾で字幕や手話の映像を付けることも認めました。

日本学術振興会法の一部改正

先端研究を助成する2700億円の基金と、若手研究者の海外派遣用の300億円の基金を日本学術振興会に創設し、2013年度まで運用することを規定しています。

雇用保険法の一部改正

昨秋以降続いている雇用不安に加え、派遣契約の大半が一斉に切れる2009年問題に対応するため、非正規労働者への支援を強化するのが目的です。失業手当の受給要件について、手当を受け取るために必要な保険加入期間を1年以上から6カ月以上に短縮するとともに、雇用保険の加入要件についても、1年以上の雇用見込みから6ヶ月以上に緩和し、加入対象を拡充します。また、再就職の厳しい失業者への失業手当の給付日数を最大60日に延長するほか、雇用保険料率（労使折半）を2009年度に限って1.2%から0.8%に引き下げます。施行日については、当初の4月1日から3月31日に前倒しし、年度末に急増すると見込まれる失業者の救済を強化しました。

育児・介護休業法の一部改正

子どもを育てながら働き続けることができる環境を整備するため、育児休業の取得促進策などを盛り込んだ内容です。父親の育児休業取得を促すため、夫婦がともに育児休業取得を求める場合、子どもが1歳2ヶ月になるまで取得を認めるとともに、原則1回だけ取れる育休を一定条件を満たす場合には2回取れるようにします。また、企業に対し、3歳未満の子どもを持つ従業員に対する短時間勤務制度や、申請に応じて残業の原則免除を義務づけました。このほか、育休を理由に不当解雇される「育休切り」などの違反をして厚生労働大臣の勧告にも従わない場合には、企業名を公表する仕組みや、指導に応じなかったり、虚偽の報告をしたりした場合に、20万円以下の過料を求める罰則規定、都道府県労働局長による紛争解決の援助も創設されました。

国民年金法の一部改正

少子高齢化が進むなか、公的年金の財政を持続可能にすることを目的として、全国民が加入する基礎年金の国庫負担割合を、現行の3分の1から2分の1に引き上げる内容です。現役世代の保険料負担を抑えながらも一定水準の年金を給付するための措置で、引き上げには年間約2.3兆円が必要となります。2009、10年度は財政投融资特別会計の「埋蔵金」を活用し、11年度以降は消費税増税を想定した「税制の抜本改革」で安定財源を確保するとしていますが、確保できない場合には、引き続き臨時の財源で2分の1を維持するとしています。

食糧法の一部改正

基準を超える残留農薬などに汚染された「事故米」の横流し再発防止策として、コメの取扱業者に対する規制を強化する内容です。加工用・飼料用など非主食用米を用途以外に販売、使用した場合に農林水産大臣が改善命令を出すとともに、従わない個人には刑事罰を適用し、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、事業者（法人）には1億円以下の罰金を科します。また、コメの流通ルートの解明などで事業者が立ち入り検査を拒否した場合に懲役刑を科せるようにするため、罰金の上限を現行の30万円以下から50万円以下に引き上げ、6ヶ月以下の懲役刑を新設しました。

米トレーサビリティ法

事故米の不正流通問題の反省を踏まえ、コメの原産国や流通経路を透明化するトレーサビリティ（生産履歴）を導入するものです。コメの流通に関わるすべての業者を対象に、入出荷の品名、年月日、取引相手、原産地など取引の全記録を保存するよう義務づけます。さらに、おにぎりや弁当、定食メニュー、加工食品（餅、団子、せんべい、あられなど）などについても原料原産地表示を求めており、コメ関連商品の原料米が最終的に消費者が確認できる仕組みになっています。違反業者に対しては、名前を公表するなどの罰則が設けられました。

米粉エサ米利用法

国産米の消費拡大と食料自給率の向上を図るため、パンなどの原料になる米粉や、家畜の餌となる飼料米の生産を資金面で後押しし、主食用米以外のコメの利用拡大を促すのが狙いです。コメ農家が米粉メーカーや畜産農家と共同で立てた事業計画が農林水産省に認定されれば、公的融資制度の優遇措置を受けられるようになります。また、農家が農機具を導入する際に借りた融資金の返済期限を延ばしたり、米粉製品を作る食品メーカーが設備投資費用を借りる際、農水省所管の団体が債務保証をします。さらに、大学などの研究機関や種苗会社が、米粉用米や飼料米に適した収穫量の多い新品種を開発した場合、その品種の出願料（1件あたり4万7200円）や登録料の4分の3を免除します。

農地法の一部改正

有休農地の有効活用や効率的な大規模農業の促進を図るために、賃貸借など農地の利用権を原則自由化する内容で、39年ぶりの大幅改正となります。これまでの農地制度を抜本的に見直し、農地を耕作者が「所有」という考え方から、一般企業なども含めた「効率的な利用」を促す方向に改め、企業の新規参入や意欲的な農家への農地集積で農業の基盤強化を目指します。企業が借りられる農地を、市町村が指定した耕作放棄地などに限定していた現行規制を撤廃するとともに、企業が条件の良い農地で農業を営む場合などに作る「農業生産法人」の出資比率について、出資割合が1社あたり10%（複数社なら計25%以下）に制限されていたのを、企業の販売力やノウハウを生かす「農商工連携」の認定を条件として、50%未満に緩和しました。また、農地の賃貸借期間を現行20年以内から50年以内に拡大し、長期的な経営計画を立案しやすくしました。ただし、企業が農地を借りる場合、役員1人以上を「農業の常時従事者」とすることを義務づけるなど企業の農地利用に一定の歯止めをかけました。一方、企業による農地の所有規制は維持し、農業生産法人の条件を満たす必要があるとした上で、農地を違反転用した企業への罰金は、最高300万円から1億円に引き上げました。

漁業災害補償法の一部改正

漁業共済事業や総会制の見直しを行い、厳しい漁業の現状に合わせた制度とするものです。漁業経営の安定に重要な役割を果たしている漁業災害補償制度のうち、養殖共済と漁業施設共済について、掛金水準等の加入要件を緩和し、契約高の増加を目指します。また、今年10月に予定される漁業共済組合の大規模合併に合わせて、組合内に、総会に代わるべき総代会の制度を導入するとともに、組合の地区を一または二以上の都道府県の区域とするよう改めます。

特定農産加工法

国内の農産加工業者の厳しい経営環境に対応し、日本政策金融公庫などによる長期低利融資など金融・税制上の支援措置を2009年6月末から5年間延長します。

産業活力再生法の一部改正

世界的な金融危機で一時的に業績不振に陥った企業を国が信用補完し、再生を促すのが狙いです。公的資金を活用した一般企業への資本強化策として、国の認定を受けた企業に対し、日本政策投資銀行が優先株や優先出資証券を引き受ける形で資金注入します。支援する企業は、(1)国内従業員数が連結ベースで5000人以上か、こうした企業に代替不可能な部品などを納入している(2)金融危機が深刻化した昨秋以降、四半期で売上高が20%以上または半期で15%以上の減収(3)自己資本が25%以上減り、新規借り入れが困難(4)3年で企業価値を向上させる事業計画を策定すること - などが要件となっています。出資を受けた企業が経営破綻し損失が出た場合には、国が100%出資する日本政策金融公庫を通じて損失の5～8割を補てんします。

エネルギー供給構造高度化法（RPS法）

家庭の太陽光発電で生じた余剰電力を現在の2倍程度の価格（1キロワット時48円）で買い取ることを電力会社に義務づけることが柱となっています。また、石油元売りやガス会社にも、バイオ燃料などの新エネルギーを一定量以上利用することを義務づけ、地球温暖化対策として化石燃料以外のエネルギー普及を促進します。

石油代替エネルギー開発法の一部改正

化石資源に依存したエネルギー供給構造からの脱却を目指し、法律上の開発・導入対象を「石油代替エネルギー」から新エネ、原子力等「非化石エネルギー」に変更する内容です。

商品取引所法の一部改正

商品先物市場の透明性向上やトラブル防止を目的として、国内外の取引規制を統一することなどが柱となっています。特に、相対など取引所外の取引や、海外の先物取引のトラブルが多いため、これまで国内取引所に限られていた市場参入の許可制度を取引所外や海外に適用するとともに、市場の透明性向上のため相場操縦に対する罰則も強化します。

化学物質審査法の一部改正

化学物質を利用する製品の安全性向上のため、市場に出ているすべての化学物質について、一定量以上の製造や輸入を行う事業者に対し、新たに製造・輸入量や用途の届け出を義務づけます。事業者が届け出た有害性の情報などを基に国が簡易評価し、人や生態系への影響が懸念されるものを「優先評価化学物質」に指定します。その後、国がさらに詳しく評価して、強い有害性や環境への残留性があると判断すれば、「特定化学物質」として製造・輸入の禁止や制限、有害性情報の表示などの措置を講じます。また、人や生態系への影響が明確でない場合でも、製造量などの報告を求め、予防的な対策を強化します。

不正競争防止法の一部改正

企業の機密情報を海外に盗み出す「産業スパイ」の取り締まりを強化し、企業の競争力を支える先端技術やノウハウを保護するのが狙いです。従業員による不正行為を防止するため、企業秘密が書かれたコピー禁止の資料やデータを無断でコピーしたり、持ち出し禁止文書をデータ送信したりして外部に持ち出す行為を新たに刑事罰の対象としました。また、現行法では、ライバル企業に営業秘密をもらすなど、不正競争の目的がなければ処罰対象になりませんでした。が、営利目的や加害目的があれば処罰対象とし、外国政府への売り渡しなども立件できるようにしました。

外国為替外国貿易法の一部改正

大量破壊兵器の製造など軍事転用の恐れがある技術の輸出規制を強化し、国外への流出防止を徹底するのが狙いです。現行法では、日本に居住する人や企業が海外企業などに対し、工作機械や炭素繊維、原子力発電など安全保障上の懸念がある技術情報を提供する場合に限って経済産業大臣の許可対象にしていますが、今回の改正では、懸念のある技術を国境を越えて持ち出したり提供する場合には、すべて許可を取るよう義務づけました。無許可輸出に対する罰則も強化し、一般的な技術の場合は現行の懲役5年以下を同7年以下に引き上げるほか、核兵器や生物化学兵器などの大量破壊兵器関連では10年以下に延長します。また、許可対象の貨物を輸出する企業には、貨物の行き先確認や出荷記録に残すなど輸出管理体制の整備を求めるとともに、指導や助言、勧告を経て経済産業大臣の命令にも違反した場合には6ヶ月以下の懲役を科します。

クラスター爆弾禁止法

今国会で批准された「クラスター爆弾禁止条約」の規制内容を具体化するものです。日本国内でのクラスター爆弾の製造や保有、使用を禁止し、自衛隊が現在保有する爆弾も条約発効後8年以内に廃棄することを定めています。同爆弾は内蔵されている多数の小型爆弾が空中で飛び散り、地上の敵を広範囲に攻撃する兵器で、不発弾が後に爆発するなどの被害が世界的に深刻となっていました。

原産地証明書法の一部改正

日本・スイス経済連携協定の適確な実施を確保するため、生産者からの誓約書により原産地証明書の発給申請を行うことができる制度を創設するものです。原産地証明書を自ら作成することができる輸出者の認定制度や、書類の保存など当該認定を受けた輸出者が負う義務などが規定されています。

地域商店街活性化法

商店街が少子高齢化に対応した地域の担い手としての機能を果たせるよう活性化支援策を強化するのが狙いです。アーケードや街路の整備など設備投資への助成を軸とする従来型の振興策を見直し、商店街が実施する防犯対策、街おこしイベント、高齢者・子育て支援などの取り組みを幅広く支援します。具体的には、高齢者向けの買い物代行・宅配サービスを実施したり、子育て支援のための託児所を作ったりする場合のほか、地域の特産品などを主体とするイベント開催や新商品の開発など、地域経済の振興につながる事業が助成対象となります。また、経済産業大臣が認定した「商店街振興計画」に対し、国の補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げるとともに、空き店舗対策では、商店街の活性化事業に必要な土地を譲渡する場合に、最大1500万円の税額控除を導入しました。

独占禁止法の一部改正

談合やカルテルなど違法行為への罰則強化などを柱としています。談合などで主導的役割を果たした企業には課徴金を5割増にする一方、違反行為を自主的に申告した企業の課徴金を割り引く「課徴金減免制度」も拡充し、減免対象の企業を3社から5社（グループベース）に広げます。処分に濃淡をつけることで、違法行為の抑止と情報収集強化の両立を目指します。また、談合などにかかわった個人への懲役刑を「3年以下」から「5年以下」に引き上げることも盛り込みました。さらに、課徴金の適用範囲を拡大し、不当な安値で販売を続ける「不当廉売」や競合他社の事業や新規参入を妨げる「排除型私的独占」、大企業が下請けに不利な取引を強いる「優越的地位の乱用」も課徴金の対象に加え、違反への抑止力を高めます。

地方道路整備臨時交付金限度額特例法

景気低迷による揮発油税の落ち込みが、厳しい地方財政に影響しないようにするため、国が地方に配る地方道路整備臨時交付金の算定基準を「揮発油税収の補正後予算額の4分の1」から「当初予算額の4分の1」に緩め、2009年当初予算の6825億円を確保しました。従来 of 算定では、573億円の減額となっていました。

道路整備事業特措法の一部改正

1954年から続いていた道路特定財源制度を廃止し、2009年度から一般財源化するための法改正です。揮発油税などの税収の使い道を2017年度まで道路整備に限っていた規定を削除した上で、揮発油税収の4分の1を自動的に地方自治体に配分していた地方道路整備臨時交付金も廃止する内容です。

高齢者居住安定確保法の一部改正

在宅介護サービス拠点を併設したケア付き住宅などの整備促進が目的です。都道府県に対し、ケア付き住宅や老人ホームの供給目標戸数などを盛り込んだ「高齢者居住安定確保計画」の策定を求め、登録対象物件の面積基準などを明確にして、高齢者の快適な住まいづくりにつなげます。国は計画策定に向けた調査費の45%を補助するほか、自治体や民間企業が計画に基づいて整備する高齢者向け住宅に対し、整備費の一部補助制度を優先適用して供給目標の達成を支援します。

港則法及び海上交通安全法の一部改正

船舶交通が混雑する海域で相次ぐ海難事故を防ぐため、安全対策を進めることが目的です。船舶に対し無線で海域情報を提供している「海上交通センター」に対し、航行する船舶へ「勧告」する権限を与えるなど監視機能を強化しました。

都市再生特別措置法・都市開発資金貸付法の一部改正

地元住民らによる街づくりを支援するため、特定非営利活動法人（NPO法人）や、商店主らが活性化のためつくった「まちづくり会社」などが、商店街の空き店舗を活用して事業を始めたり、駐車場を整備したりする場合に、事業費の半額までを国と地方自治体が折半して無利子で貸し付ける制度が創設されました。また、民間の土地所有者が資金を出し合って駅前デッキなど歩行者通路を整備するケースが増えていることを受け、建設費や管理費の所有者間の負担割合などを定めた協定が法制化されました。この際、土地所有者が代わっても通路整備などの義務が引き継がれることとなります。

特定地域タクシー適正化法

タクシー運転手の労働条件悪化を招いたとされる過度の運賃値下げ競争や営業台数の増加に歯止めをかけるための再規制です。1993年から段階的に緩和されてきたタクシー運賃については、不当に低い運賃を設定できないような仕組みを導入します。一方、2002年にタクシーの増車や新規参入が原則自由化され、タクシーの台数が増えすぎて1台当たりの売り上げが落ち込んだ地域が出ていることから、供給過剰で問題が生じている地域を国土交通大臣が「特定地域」に指定し、増車の際の届け出制を認可制に変えるとともに、新規参入に対する審査を厳格にします。また、自由競争の制限を禁ずる独占禁止法の特例措置として、地域の事業者らによる協議で台数を抑制する制度も導入します。

土壌汚染対策法の一部改正

マンション建設などで一定面積以上の土地を開発する際の届け出を義務づけ、汚染の可能性があれば都道府県知事が開発業者に調査命令できることが柱となっています。これまでは有害物質を扱う工場の廃業時などしか調査を命じることができませんでしたが、対象面積3000平方メートル以上の土地を整備する際には、汚染状況の調査が義務づけられます。また、調査の結果、健康被害の恐れがあれば知事が対策を指示することも盛り込まれました。

自然公園法・自然環境保全法の一部改正

国立・国定公園内の景観や生態系を保全することが目的です。岩礁や干潟などを保護するため海中公園の範囲を水中から海上にも拡大した「海域公園」制度を創設しました。また、シカによる食害などの被害を防止し、生態系の維持や回復を図るため、環境大臣や都道府県知事が「生態系維持回復事業計画」を定め、開発行為を制限できる仕組みが盛り込まれました。さらに、国立・国定公園内の重要な地域の生態系を守るため、本来生息していない動植物を持ち込んだりする行為を規制し、違反者には「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」を科すことも規定されました。

防衛省設置法の一部改正

形骸化している防衛参事官ポストを廃止し、民間からも起用できる「防衛大臣補佐官」の新設と最高意思決定機関となる「防衛会議」の設置などが柱となっています。省内の一連の不祥事を受けた組織改編の一環として、防衛大臣の補佐体制強化策として盛り込まれました。防衛相補佐官は、防衛大臣が民間の有識者から最大3人まで任命できます。防衛会議は、防衛大臣の政策決定を補佐するため、事務次官ら内局幹部に加え、統合、陸、海、空各幕僚長らが基本方針を審議します。

海賊対処法

東アフリカ・ソマリア沖での海上自衛隊による海賊対策の新たな根拠法となります。これまでの海上警備行動による派遣では日本関係船舶に限られていた護衛対象を外国船舶にも拡大するとともに、正当防衛などに限られていた武器使用基準を緩和しました。これにより、海賊行為を制止するために他に手段がないときは、停船のための船体射撃が可能となります。

子ども・若者育成支援推進法

ニートや引きこもりの若者の支援体制を整備するため、国や地方自治体に対し、ニート対策の実施や社会全体で若者を支援する環境づくりへの啓発活動を促す内容です。内閣府に内閣総理大臣を本部長とする「育成支援推進本部」を設置するとともに、自治体には、若者に必要な助言や情報を提供する「相談センター」の設置や支援計画の作成を求めました。さらに、教育委員会や児童相談所、ハローワーク、特定非営利活動法人（NPO）などによる地域協議機関の設置を盛り込み、これまでばらばらに手掛けていた子ども・若者支援をネットワーク化することを求めました。「青少年総合対策推進法案」として提出された原案は、青少年の範囲を明確にすべきとの理由で名称が変更されました。

沖縄科学技術大学院大学学園法

「沖縄科学技術大学院大学」の運営経費について、国による手厚い財政支援の仕組みを定める内容です。私学助成法による国の財政負担は運営費全体の原則2分の1ですが、同大学を特別学校法人と位置づけた上で、海外の著名教授招聘などで費用がかさむことなどを考慮し、学園業務に要する費用の2分の1を超えて補助することを規定しました。これにより、事実上、政府が全額支援することが可能となります。また、施行後10年をめどに財政支援のあり方を再検討する規定も盛り込まれていますが、運営費の2分の1は確保されることになっています。同大学は、生命科学を中核とした最先端で最高水準の研究を行う研究教育機関として、沖縄県恩納村に2012年までの開学を目指しています。

議員立法

北方領土問題等解決促進特別措置法の一部改正

北方四島を「我が国固有の領土」と法的に初めて明記にし、北方領土返還運動への国民の関心を高めるのが狙いです。ビザなし交流の促進と元島民の高齢化に伴う返還運動の後継者育成支援のほか、返還運動の拠点となる自治体（北海道根室市など）への観光開発振興策なども盛り込まれています。

銀行株式保有制限法の一部改正

世界的な金融市場の混乱を受け、株価対策として「銀行等保有株式取得機構」による銀行や事業会社の保有株式の買い取り再開を可能にする内容です。同機構は、銀行の持ち合い株式の解消によって、株価が下がるのを防ぐ目的で、大手銀行や地方銀行が出資して2002年1月に設立されました。

銀行株式保有制限法の一部改正（08年度第2次補正予算関連）

銀行等保有株式取得機構の株式買い取り対象を、金融機関が保有する優先株や上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）などに拡大する内容です。

日本政策投資銀行法の一部改正

金融危機対策の一環として、政策投資銀行を通じた中堅・大企業向けの資金繰り支援を強化するため、政府が同行へ追加出資できるようにするのが柱となっています。これに合わせ、当初は2008年10月の民営化から「5～7年後」としていた完全民営化の時期を3年半延期し、「2017年4月～2019年4月」に改めました。また、政府による一定の影響力を残すことを目的に、将来も政府が株式の3分の1超を保有し続けることを軸に、完全民営化の撤回を2011年度末に検討することも附則に盛り込まれました。

商工中金法の一部改正

金融危機対策として、商工中金の財務基盤を強化し、中小・中堅企業への資金供給枠を拡大するため、2011年度末までの時限措置として「危機対応準備金」を創設するものです。また、2008年10月の株式会社化から5～7年後としていた完全民営化の時期を、2012年4月から5～7年後に延期するとともに、政府保有株の処分の仕方や国の関与の在り方など、民営化方針を2011年度までに再検討することとしました。

厚生年金保険法の一部改正（２本）

・年金加算金法

社会保険庁の記録漏れで年金が未払いになっていた人に対し、遅延加算金を上乗せして支給する内容です。過去5年を超える未払い期間を対象に物価上昇率分を上乗せして支給するもので、対象となる年金受給者は初年度で260万人、加算分は平均で1万6000円となる見込みです。

・利息軽減法

企業が厚生年金などの社会保険料を延滞した際の利息を軽減する内容です。中小・零細業者に配慮し、延滞利息を現行の年14.6%から引き下げ、3ヶ月以内の遅れに限って国税並み（2009年度4.5%）に軽減します。厚生年金保険料と同じく広く事業主が納付義務を負っている健康保険料、児童手当の拠出金、船員保険料、労働保険料も延滞金利率を軽減されますが、労働保険料については軽減期間が2ヶ月となります。

あんまマッサージ指圧師法の一部改正

あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士及び柔道整復師の7職種について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の資格試験と同様に、法律上、国家試験と明記するものです。これまで、これらの7職種は、国民の保健医療に直接的に関わり、国民の健康保持に大きな役割を果たすものであることから、その免許付与者は厚生労働大臣とされていましたが、法律上、試験の名称が国家試験とされていませんでした。今後、これらの業務に携わろうとする者が、国家資格業務者としての使命感を高め、その資質向上を図ることが期待されます。

保健師助産師看護師法の一部改正

看護師国家試験の受験資格の中に看護系大学の卒業を明記することや、保健師と助産師の国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定校での修業年限を現行の「6ヶ月以上」から「1年以上」に延長することが盛り込まれています。また、看護職員が、免許取得後も、研修を通じて資質の向上に努めることなどが規定されています。

臓器移植法の一部改正（A案）

臓器移植法の改正をめぐり、いわゆるA案は、脳死を「人の死」とすることを前提に臓器提供の年齢制限を撤廃する内容です。これで、1997年に成立した現行法下では禁じられていた15歳未満からの臓器提供に道が開かれることとなります。

現行では、意思表示カードなど生前に本人が書面で同意していることを臓器提供の条件としていますが、改正法は、本人が生前に拒否表明していなければ、本人の意思表示がなくても家族の承諾で臓器提供ができるようになります。また、現行制度は意思表示が可能な年齢を15歳以上としていますが、改正法は意思表示を臓器提供の絶対的な条件に設定していないため、15歳未満でも家族の同意で臓器提供が可能となります。このほか、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができる規定も盛り込まれました。

JAS（日本農林規格）法の一部改正

相次ぐ食品表示の偽装問題に対処し、消費者の「食の安全」を守るため、食品の表示違反に対する罰則を大幅に強化する内容です。悪質な食品の産地偽装をした業者に対し、行政処分を経ずに直ちに刑事罰を科すことのできる「直罰」規定が盛り込まれたのが特徴です。法改正により、原材料を含めた虚偽の原産地表示をした違反者（個人）に対し、「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」を科すことができるようになります。これまでは是正指示、命令を経た後でなければ罰則が科されず、罰則も「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」でした。また、違反者が法人の場合も、是正命令などを経ず、直接罰金を科すことができます。

バイオマス活用推進基本法

間伐材や家畜の排せつ物など動植物に由来するバイオマス（生物資源）燃料などの普及を促すことが目的です。農林水産省や経済産業省などの関係省庁による「バイオマス活用推進会議」や有識者による「専門家会議」を設置することが規定されています。また、政府に対し「活用推進基本計画」の策定や財政措置を義務づけるほか、地方自治体にも活用推進計画づくりに取り組むよう求めています。さらに、バイオマスの利用が広がるような制度改正や、技術開発への支援を検討することも盛り込まれています。

海岸漂着物処理推進法

国内各地の海岸などで深刻化する漂着ごみ対策を強化するため、国や地方自治体の役割を明確化するのが狙いです。市町村などが漂着ごみを円滑に処理できるよう、国に財政支援を義務づけるとともに、海岸管理者である都道府県には、ごみ対策の責任を明確にし、漂着ごみの処理を重点的に進める地域や、関係者の役割分担などを定めた「地域計画」の作成を求めています。また、海外からの漂着物には国が外交的に対処し、国際協力推進に配慮しなければならないと規定しました。

水俣病未認定患者救済特措法

国の基準では水俣病に認定されていない患者を救済するため、患者への一時金や療養手当などを支給することなどを定め、水俣病被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任を認める内容です。救済対象となる症状については、これまでの代表的症状である手足の先ほどしびれる感覚障害のほかに、（１）全身性感覚障害（２）口の周りの触覚・痛覚障害（３）舌の識別覚障害（４）求心性視野狭窄 が新たな救済対象となりました。原因企業のチッソは補償会社（親会社）と事業会社（子会社）に分社化し、補償会社が事業会社の株式売却益を救済財源に充てることにしていますが、チッソが一時金の支払いに同意するまで分社化による株式売却をできないようにする規定も盛り込まれました。

（了）